## DA制度の導入への道ゆきについて

みずほ信託 日下部 健児 三井住友信託 吉田 宏輔 全国生協連 清水 信広

司会 それでは、定刻となりましたので、セッションHの二つめのコマを開始いたします。

本プレゼンテーションは2部構成となっております。前半は、「DA制度の導入への道ゆきについて」というテーマで、年金基礎研究会の日下部さんと吉田さんからお話をいただきます。引き続きまして、「IAAにおける年金関係の取り組み状況について」というテーマで、国際関係部会(年金・医療)の清水さんからお話をいただきます。

質疑応答の時間は、最後にまとめて設ける予定でございますが、時間の関係で質疑応答の時間を設けないこともございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、よろしくお願いいたします。



2017年度 日本アクチュアリー会年次大会 プレゼンテーション

# DA制度の導入への道ゆきについて

~イギリスの市中協議を題材に~

2017年11月10日 年金基礎研究会 日下部健児 吉田宏輔

日下部 はい。ご紹介、ありがとうございます。年金基礎研究会の日下部です。

本日は、「DA制度の導入への道ゆきについて」というタイトルで、年金基礎研究会の研究活動をご報告させていただきます。年金基礎研究会では、現在、20名程度で活動しておりまして、幾つかの研究グループに分かれて、比較的自由に研究活動を行っております。その研究内容は、各メンバーが研究テーマを持ち寄って、本当に自由・闊達にグループ内で研究内容を決定し、研究を進めております。

2年前の2015年の年次大会でも発表の場を設けていただいておりまして、大体2年に1回このような場にて、ご報告させていただいております。今年のような発表を控えている年は、メンバー一丸となって発表に向けた活動をしております。そのような活動にご興味のある方や、この場で何か発表をしてみたい方は、ご連絡をお待ちしております。

スライドの前半部分を、私の方からご説明させていただいて、後半部分は吉田さんにバトンタッチした いと思います。

## 0. 研究の概要

- DA (Defined Ambition; 目標建て) 制度とは、イギリスの職域年金制度の類型であるDB (Defined Benefit; 給付建て) 制度と、DC (Defined Contribution; 拠出建て) 制度に加えて新たな類型として考案されたもので、雇用主と従業員がリスクを共有する制度である。
- イギリスで2013年から2014年に行われたDA制度に対する市中協議 について協議内容とその結果がイギリス政府から公表されている。
- これをもとに、協議の問いと反応(イギリスでどのように受け止められたか)を整理した上で、仮に、問いの内容を我が国で問われた場合にどんな回答が考えられるか、年金基礎研究会として議論した。

2

今回の研究の概要です。少し前、結構前になるかもしれないのですけれども、イギリスで雇用主と従業員がリスクを共有する制度として、DA制度というものが出てきました。このDA制度とは、イギリスの職域年金制度であるDB制度とDC制度とは異なり、雇用主と従業員がリスクを共有する新しい仕組みを持った制度として考案されました。

そのDA制度に関わる市中協議と呼ばれるものが公表されております。これは、パブリックコメントといいますか、ディスカッションペーパーのようなものが公的な機関から公表されております。それを見てみると大変ボリュームのあるもので、また、かなり具体的な記述があって、大変興味深いものになっております。当時、今から2、3年前ですけれども、年金基礎研究会で市中協議の文章を見たときに、これから、リスク分担型企業年金の導入が始まっていくという中で、これを研究していけば何か得られるものがあるのではないかということが、研究の始まりでございます。

今回の発表では、その市中協議の中から、市中協議自体は50問近くの問い、クエスチョンがあるのですけれども、そのうちの幾つかの問いを、年金基礎研究会で整理して、日本へ向けた問いとして捉え直し、その回答をメンバーで議論した結果をご報告させていただきたいと思います。

## 0. 目次

- 1. 各国(日本、イギリス、オランダ)の背景
- 2. リスク分担型制度導入の契機
- 3. 市中協議とは
- 4. 市中協議に対する当研究会の議論
- 5. おわりに

-

こちらは目次です。まず前半は、3か国、日本、イギリス、オランダの状況を整理していきます。日本とイギリスに加えてオランダが入っているのですけれども、オランダはこのDA制度のような制度を実施した先駆けのような国ということで、日本・イギリスだけではなく、オランダの状況も整理したというところです。後半は、市中協議に関する内容でございます。

1. 各国の背景 (1)	年金制度の概要		
日本	イギリス	オランダ	
・日本の年金制度は3階建てとされる。	・イギリスの年金制度は2階建 てとされる。	・オランダの年金制度は2階建 てとされる。	
・1階部分は基礎年金(国民年金)、2階部分は厚生年金である。		(AOW compensation) による	
・3階部分は企業年金(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定納付企業年金、確定拠出年金)等である。・主に自営業者を対ある。・2017年1月から、個人型確定拠出年金の加入範囲が拡大し、全国民が対象となった。	いた。付加年金の廃止に伴い、 適用除外制度は廃止されてい	・2階部分は1階部分を補完するための半強制の職域年金である。 ・基礎年金と職域年金の合計で退職時所得の70%(現役時代の平均収入のほぼ80%)の給付水準を目標としている。	
			4

まずは、各国の年金制度の概要を見ていきます。日本については、説明を割愛させていただきます。 イギリスの公的年金制度ですけれども、近年、一元化されております。イギリスの公的年金制度は、被 用者、自営業者を通した、定額の1階建ての年金制度です。社会保険料方式の、賦課方式の年金制度です。 加入者の適用範囲は、一定以上の収入のあるもの、被用者、自営業者になっておりまして、無業者や、学生、主婦、あるいは、一部のパート労働者は適用外となっています。ただし、任意加入は可能になっています。

保険料率は、収入に応じた段階的な率が設定されております。例えば、被用者では、週給 155 ポンド以上、10 万円以上ぐらいですか、の部分は、賃金の 25 から 26%ぐらいで、週給 800 ポンドぐらいを超えた部分は、賃金の 15 から 16%になっているような階段的な料率が設定されております。自営業者の方も同じように、階段的な保険料率が設定されております。国庫負担は、原則ないということです。

年金額は、週 150 ポンド程度で、大体年 8,000 ポンド程度、年間 100 万円程度ということになります。 加入期間 35 年に満たない部分は、日本と同じように減額されるということになっています。2016 年 4 月に一元化されたことによって、付加年金がなくなって、一元化しているのですけれども、一元化によって、その 1 階部分の年金額は大体 1.3 倍ぐらいになったということです。あとは、イギリスの平均寿命は日本とほぼ同じぐらいで約 80 年、65 歳時点の平均余命は 19 年から 20 年ぐらいで、日本よりは約 2 年短くなっています。公的年金の支給開始年齢は 65 歳となっておりますけれども、2046 年までに 68 歳に引き上げることが予定されております。

次に、イギリスの職域年金ですけれども、これがいわゆる 2 階部分に相当するものです。これは民間が実施する企業年金と、公務員や消防士などの、特定の職域に設立される任意の年金制度ということになっています。制度設計は、給付建てや、拠出建てや、キャッシュバランス制度などがありまして、公的部門の職域年金は、ほとんどが給付建て制度のようですけれども、民間部分では、給付建ての制度が、制度の閉鎖や凍結といった、新たな受給権を発生させないようなことが進んでいます。今ではほとんどが拠出建て制度に移行していて、給付建て制度の民間部分の職域年金は大きく減少しているというのが現状のようです。また、職域年金の加入は任意であることから、民間部門の普及率が 40%程度となっていて、公的部門は 70%程度と比べてちょっと差があります。その差を問題視して、2012 年から職域年金制度で自動加入が始まり、およびNESTといわれる職域年金制度の自動加入措置の受け皿制度、拠出建て制度が始まっております。

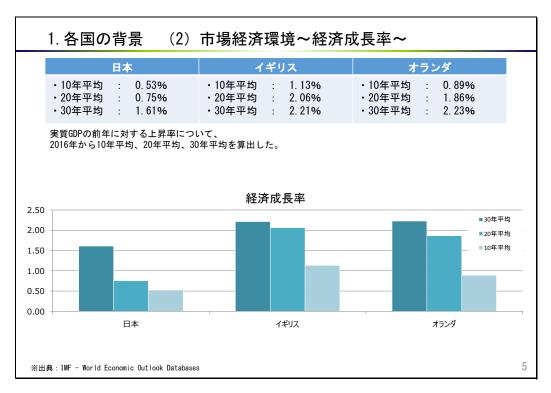
続いて、オランダです。オランダの公的年金制度はAOWと呼ばれています。オランダの公的年金制度 も、社会保険料方式、賦課方式の年金制度です。年金受給資格は、15歳から65歳までの50年間を対象期間として1年当たり2%、つまり50分の1の受給権が付与されるという仕組みになっています。

保険料率は、全額加入者負担になっています。金額の上限が有りますが、17.5%の保険料率です。保険料収入で不足する部分は、政府負担よりカバーされることになっているようです。

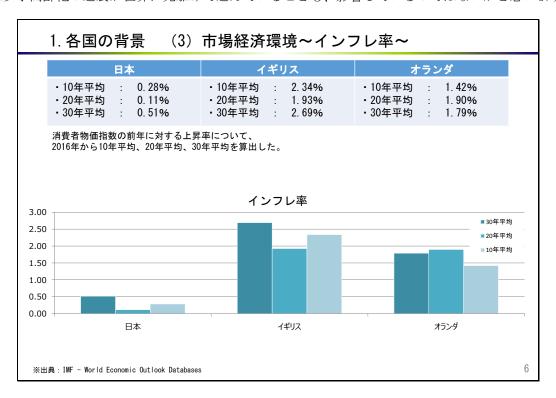
年金額は、単身、夫婦、それぞれ、法定最低賃金等を考慮して決めているようで、2016年の場合、単身が月額1,200ユーロ程度、夫婦が月額1,700ユーロ程度となっているようです。オランダの平均寿命は81年程度で、65歳時点の平均余命は19年から20年となっていて、これはイギリスとほとんど同じになっています。公的年金の支給開始年齢は、今65歳になっていますけれども、将来的には67歳までの引き上げがすでに予定されていて、今後の平均余命の伸長に合わせて、これをさらに引き延ばすことも検討されているようです。

続いてオランダの職域年金です。オランダの職域年金の設立形態も、企業年金、産業別、公務員年金等があり、いわゆる2階部分に相当するものです。給付設計は、給付建て、拠出建て、コレクティブDCなどがあるようです。コレクティブDCは後ほどご説明しますが、法令上は給付建て制度に整理されております。給付建て制度の一般的な給付設計として、終身年金であること、積み立て比率に応じた物価賃金ス

ライドがあることが特徴です。オランダの職域年金は半強制になっているということですけれども、公的 年金と職域年金を合わせて、退職所得の70%程度、現役時の平均収入のほぼ80%を確保することを目標に 半強制にしているという状況です。



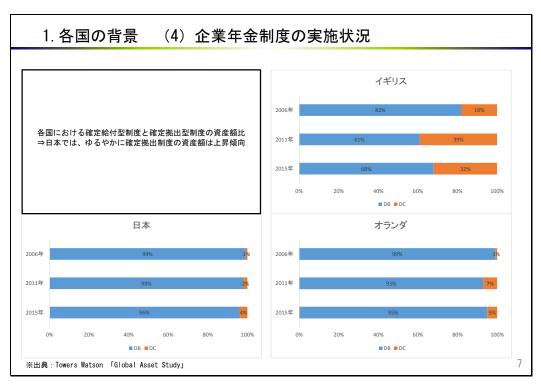
このスライドからは、市場経済環境を見ておきます。これは、経済成長率の 10 年平均、20 年平均、30 年平均です。日本、イギリス、オランダとも、直近 10 年は低くなっています。特に日本は、直近 20 年を見ても低いということが見て取れると思います。ここ 10 年は、世界的に経済は鈍化していると言えます。日本は少子高齢化の進展が世界に先駆けて進んでいることも、影響しているのではないかと思います。



次は、これはインフレ率です。こちらも 10 年平均、20 年平均、30 年平均を算出しております。 3 か国 ともほぼ横ばい、やや低下傾向ですけれども、特に日本は低い水準となっています。日本も他国のように ある程度インフレしていれば、もう少し自分の金融資産を何とかしよう、運用しようなどと考える方もどんどん増えてくるのでしょうけれども、30 年近くこのような状況なので、あまり重要視されないことも無 理はないのかなという感じがあります。

イギリスは、比較的高いインフレ率が継続していて、最近もEU離脱もあり、高いインフレ率を維持しています。イギリスでは、金融教育に力を入れていて、日本でいう小学校の高学年、10代前半の方たちを対象に、必須教育科目に金融科目、経済教育科目があるようです。そのようなことも、高いインフレ率が継続している環境では納得できるものがあります。

そのような背景もあって、イギリスは国民の金融に関する、投資に関する、関心度は高くなっています。 日本におけるNISAの普及率は25%、実質的な稼働率はもっと低いのかもしれないと言われていますけれども、NISAを創設するときに参考にしたイギリスのISAは、成人人口の半数程度が利用しているようです。イギリスのような教育インフラが整っていない、もしくは、そのような教育を受けていない世代が多い日本では、NISAやiDeCoといった制度を活用した自助努力にも、限界があるのではないかと思います。さらに公的年金の縮小の不安がある中では、退職金や企業年金制度をなどによる企業による支援が望ましいかと思います。



これは企業年金制度の実施状況ということで、資産額の比較をしたものです。いろいろな資料があるのでご参考程度に解釈すればいいのですが、まだまだDBのウエートも高いのかなということです。日本を見てみると、この資料だとすごくDCの比率が小さいのですけれども、他の資料だとDCの比率が15%程度になっていたりするので、こちらはご参考程度ということです。

・確定年金が主流 ・物価スライド不要 ・終身年金 ・物価スライド有 ・精立能率に応じた物価スライド有 ・精立義務として財政計算、財政検証の仕組みがある。・財政検証では、継続基準と非継続基準がある。・積立不足が発生した場合は、資産が技術的準備金を下回ると9年と ・資産が技術的準備金を下回ると9年と ・核立不足が発生した場合は、資産が技術的準備金を下回ると9年とのより、下回をと1年とのより、では、1000年の20年の中に回復する必要がある。		の背景 (5) DB制 	イギリス	オランダ
財政検証の仕組みがある。 ・財政検証では、継続基準と 非継続基準がある。 ・積立不足が発生した場合は 掛金引上げで不足を償却する。 ・2017年1月からは財政均衡の 考え方が変更された。 ・2017年1月からは財政均衡の 考え方が変更された。 ・2017年1月からは財政均衡の を積立不足があるとして回ると積立不足があるとして回ると利力に回復する必要がある。・・積立比率130%程度を下回るとが求められる。・・積立比率130%程度を下回るとの多くのルールで国が制約を設け積立規律の確保を求めるという考え方がにより自主的に積立規律の確保を求めるという考え方が採用されている。・受給権保護のための年金資産外の非常時支払資産(偶発	給付設計	・確定年金が主流	・終身年金	・終身年金 ・積立比率に応じた物価スラ
	財政運営	財政検証の仕組みがある。 ・財政検証では、継続基準と 非継続基準がある。 ・積立不足が発生した場合は 掛金引上げで不足を償却する。 ・2017年1月からは財政均衡の	ベストイスの ・ スティメイースの ・ スティン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・ ・ ないではないでは、では、アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	る。 ・常に積立比率105%を維持する必要があり、下回ると1年以内に回復する必要がある。 ・積立比率130%程度を下回ると回復計画策定する必要がある。 ・積立水準の回復方法は、① 掛金の引上げ、②物価・賃金スライドの停止、③年金額の引下げのいずれかまたは組み

続いて、各国のDB制度の特徴を見ていきます。日本では、詳細は省略しますが、適年廃止や、公的年金縮小に伴って、終身年金がどんどんなくなっていて、ほぼ確定年金が主流になったと言えるのではと思います。インフレはそれほどしていないのですけれども、制度として物価スライドは不要な制度になっています。

次にイギリスです。イギリスは、終身年金が主流であり、配偶者年金などもあって、物価スライドもあるような制度がDBでは一般的です。

財政運営についても少し見ておくと、積み立て目標とされる技術的準備金は、ベストエスティメイト・ベース以上、バイアウト・ベース以下といった、範囲のある設定ができることになっています。積立不足があると、回復計画の実施が必要です。日本の非継続基準に近い考え方なのですけれども、予定利率は柔軟に設定することが可能であるなど、日本のように厳しいルールによって規制するというよりは、徹底した情報開示によって、自主的に積立規律の確保を求めるという考え方の方が主流のようでございます。

特徴的な仕組みとして、受給権保護のために年金資産外の非常時支払資産ということで、偶発資産と呼ばれるものがあります。この偶発資産とは、企業倒産時や積み立て不足発生時などに、特定の将来の偶発事象が発生するまでは、財政チェックにおいては資産とみなされないということものです。例えば、回復計画を策定するときに、不動産を偶発資産として活用して回復計画を策定するということもあるようです。続いてオランダです。オランダも終身年金が主流であり、制度の積立比率に応じて物価スライドがあります。

財政運営基準、FTKとよばれるものがあり、給付建て制度では、常に発生済み債務の 105%を上回ることが要請されています。抵触した場合には、1年以内に積立水準を回復する必要があります。また、年金資産の構成に合わせて、1年後の積立水準が 97.5%の確率で 105%以上になるように積立計画を立てなければいけないということで、平均的には積立比率 130%程度を超えていないと、この基準に抵触する可能性が高くなります。抵触した場合は、一定期間内に積立水準を回復できるように、掛金の引き上げや、物価スライドの停止や、年金額の引き下げが行われることになります。例のコレクティブDCは、法令上DB

制度であるため、この要件に従う必要があるのですけれども、掛金の引き上げを行わずに、物価スライド の停止や年金額の引き下げを実施するようです。

年	日本	イギリス	オランダ
2000年	・退職給付会計の導入 (2001年) ・ITバブル崩壊による市場環境の悪化 →確定給付型・厚生年金基金 運営に係るリスク増大	・ IFRSの導入 (2002年EU)	・IFRSの導入 (2002年EU) →上場企業を中心に退職給付 引当金が増大 ・株式市場不振 (2000年~2003年) →積立比率の急激な低下
2005年 ~	・リーマンショック(2008年) →DB財政の悪化		・リーマンショック、急激な 金利の低下(2007年以降) 一多数の基金が回復計画策定、 減額する基金も発生
2010年	・退職給付会計改正による即時認識の導入(2012年) →DB運営に係るリスク増大 ・DCに移行するDBの増加→DB の財政、会計上の運用リスク や金利リスク等を軽減 ・厚生年金基金制度の原則廃止	・英国債の利回り低下(2011年) ・適用除外制度の廃止(2014年) ・一時体企業の負担増を防ぐため、多くのDBがDCに移行ーしかし掛金水準ではDCはDBの50%未満ーイギリス国民の老後所得に対する不安の高まり	・金融危機や金利低下の影響 は続き、更に長寿化に伴う負 担も加わり、DBの掛金率上昇 が避けられない状況に

このスライドは、リスク分担型制度の導入の契機ということで、簡単な年表で導入前の背景を整理しています。主に、会計基準の変更や、リーマンショックのような市場環境の悪化によって、導入の機運が高まってきたと考えられます。金利環境も悪化して、現在ではオランダを含む欧州に続いて、日本もマイナス金利となっており、日本では、厚生年金基金制度の原則廃止に伴って、受け皿制度としてのニーズも高まっておりました。イギリスでは、公的年金一元化の一連の流れから、DBからDCへの移行が進んで、老後の所得保障に関する不安が高まっている状況です。オランダでも、金利低下や長寿リスクへの不安もあって、DBの運営が厳しくなっている状況だと思われます。

年	日本	イギリス	オランダ
2000年 ~	・DCの導入(2002年) ・DBの導入(2003年) →DBの一種として、CBがリス クを労使で分け合う制度とし て同時に成立	・年金保護基金 (PPF)の設立 (2005年)	・当時の監督官庁であったPVK から「積立比率に関する指 針」が公表(2002年)→一定の 積立比率の維持が求められる
2005年 ~		・市中協議のための文書「リスク共有協議」公表 (2008年) →企業年金のリスクを雇用主だけに負わすのではなく、従業員と分担するという議論が行われる	・CDCの導入(2005年) →会計基準変更により増加した退職給付に係る負債を圧縮 →しかし移行時の負担が大きく、普及せず ・FTK導入(2007年) →保険会社と同様のソルベンシー・マージンの確保が求められる
2010年 ~	・運用実績連動型のCBが成立 (2014年)	・市中協議「将来世代のため の職域年金の再構築につい て」の報告書を公表(2013年)	・FTK見直し、DA導入の検討 (2012年)
2015年 ~	・個人型DCの拡大、リスク分 担型DBの成立(2017年)	・改正年金法の成立(2015年) →DA制度として「柔軟なDB」、「DCの最低保証機能強化」、 「集団型DC」が提案されている	・nFTKの導入 (2015年)

このスライドは、当局の対応を整理しております。市場環境の悪化に伴って、2000 年以降、受給権の保護が問題となってきたことが、どの国も見て取れると思います。日本ではDB法およびDC法が成立したり、イギリスではPPFという年金保護基金が成立したり、オランダでは規制の強化として積立比率に関する指針などが公表されております。企業が年金制度に対してのリスクを強く意識するようになって、リスクを減らしていきたいというニーズが高まってきたのではないかと思います。

また、日本では、DBの年金原資が退職一時金制度にあることが一般的であるため、DCではなくて、DBの枠組みを利用した、導入しやすい制度が求められたという面もあるのではないかと思います。2000年当時は、DB法とDC法として、2法でスタートしましたが、今ではDB・DCの一体運営や、イコールフッティングなどの議論がなされたり、見分けのつきにくい制度ができたりしており、今後の動向が注目されるところです。

	日本	イギリス	オランダ
制度	リスク分担型DB	集団運用型DC	CDC
概要	・財政悪化リスク相当額のうち、労使合意された額に対して事業主がリスク対応掛金を拠出 ・法令上はDB制度であり、DB の積立基準を適用	・資産運用は合同で行い、個 人ごとの勘定は設けない	・法令上はDB制度であり、DB の積立基準(nFTK)を適用 ・積立余剰の確保が義務付け られている
給付	・確定給付型ベース ・積立水準に応じた給付調整 あり(5年以内の平滑化可能)	・設計上の給付水準は目標であり、資産運用実績に応じて変動する ・不足が生じた場合は物価スライドの停止、減額を行う	・確定給付型ベース ・給付算定式は従来DB同様 (平均給与×2%×加入年数) ・積立水準に応じた給付調整 あり (10年間に平滑化して実施) ・調整は、物価スライドの停止、減額の順に行われる
掛金	・原則、固定	・固定	・一定期間、固定(5~7年)
年金資産 の 運用主体	・事業主	・事業主	・事業主
会計上の 分類	・原則、DC	·DC	・原則、DB →掛金が5年以上固定されるこ となどを要件にDC

続いてこのスライドでは、日本のリスク分担型DBと、イギリスの集団運用型DC、オランダのコレクティブDCを比較しております。原則的には、掛金が固定されることと、資産運用を事業主が行うこと、会計上DCとみなせるようなことが共通しています。

日本のリスク分担型企業年金については、時間の都合で省略させていただきます。

イギリスで考えられている集団運用型DCとは、事業主による掛金拠出額があらかじめ固定されていて、 資産運用を合同で行って、個人ごとの勘定は設けないような制度です。不足が生じた場合は、年金額の減 額などがあります。

オランダのコレクティブDC、CDCについて、これは法令上DB制度に位置付けられているものであり、DBの財政運営基準、FTK、nFTKが適用されます。そのため、回復計画の策定なども対応する必要があります。そのような中で、掛金を5年以上固定することや、投資リスクを含む数理計算上のリスクがない、もしくはほとんどないということなどの一定の要件を前提に、会計上DCとみなせるという取り扱いになっています。

#### 2. リスク分担型制度の制度内容 (4)検討中の内容・課題 日本 イギリス オランダ - 2015年3月DA制度を定めた改 • 2017年1月施行 ・CDCも完全な掛金固定ではな 正年金法が成立したが施行は く、固定期間終了後の掛金見 直し、一時的な追加拠出、劣 ・実務的な課題の顕在化はこ 留保され、実施は2018年後半 後ローン等が提供される れから 以降に遅れる見込み ・集団運用型DCには以下の課 ・掛金を完全固定するDAも検 題が指摘されている 討されていたが、nFTKでは、 ✓加入者に運用リスクを負担 給付削減に直結する記述は削 させる一方で、運用指図を認 除 めない矛盾 ✓運用環境が厳しいときに給 付減額が行われて揉め事にな らないか ✓資金が合同で管理されるた め、 暗黙のうちに世代間で資 金の授受が行われる可能性が ある ✓世代間のリスク共有ではな く、リスク移転になる 12

このスライドでは、検討中の内容・課題を挙げております。日本では、リスク分担型企業年金を積極的 に導入・検討している企業は限定的のようですけれども、実際に発足した制度も最近あるようです。実務 基準は、現在、公開草案が出ていて、制度設計等の議論が現在進行形で進んでいる状況かと思います。

実際の運営に関する課題は、財政検証時の対応や、給付調整が起こったときの取り扱いや、運用のガバナンス確保など、将来的に今後顕在化してくるのではないでしょうか。リスク分担型企業年金の導入直後に給付調整が発生する可能性が高いような設計は、避けることが考えられるため、給付調整の発生は、多分、かなり将来のことになるかなと思っていますけれども、そのようなときにトラブルにならないように、導入後も断続的なフォローが必須になってくるところが、今後の検討課題ではないかと思います。

イギリスでは、DA制度の検討が進んで法は成立したのですけれども、施行に必要な政省令が成立していない状況で、実施は早くとも 2018 年以降という話になっています。

先ほどのスライドに挙げた集団運用型DCには関連業界等から課題や懸念が表明されております。例えば、加入者に運用リスクを負担させるのに運用させないのはどうなのか、あるいは、給付減額で大きなもめ事にならないか、合同で運用されるために、暗黙のうちに世代間の資金授受が行われる可能性がある、リスク共有ではなくリスク移転になるなど、批判的な意見もすくなくありません。ただ、現状のDCにしても、この集団運用型DCにしても、従来のDBから移行するとかなり給付の水準が低下することが考えられますので、イギリスにおいても今後、個人によってはかなり老後保障が脆弱になってしまうという懸念があります。

オランダでは、CDCの掛金は完全固定ではなくて、一定期間後の見直しがあらかじめ想定されているというところが、特徴的かと思います。2012年には、実際に給付減額が発生して、全体の4分の1程度の制度が給付減額を実施したようで、平均的には2%の給付削減を行ったようです。掛金を完全に固定する制度というものも検討されていたようですが、やはりDBという枠内では実施は困難なようです。

それでは、後半につきましては、吉田さんへバトンタッチします。

### 3. 市中協議とは

- イギリスにおいて、DA制度はDBとDCの中間的制度(目標建て年金制度)として構想された。
- 市中協議とは、2013~2014年にDA制度に対して行われた協議である。協議内容およびその結果がイギリス政府HPから公表されている。(Public consultationおよびGovernment response to the consultation)
- そこでは、DA制度に関する(政府から示された)50を超えるクエスチョンに対して、さまざまな団体等からコメントが寄せられ、議論の結果がまとめられている。
- ただし、DA制度自体は、2015年にDA制度 に関する改正法が成立したものの施行が 留保されている状況。
- 施行に必要な省令等が整備されておらず、 実施されるとしても2018年以降のようである。



吉田 そうしましたら、資料の後半では、DBとDCの中間的制度として構想されている、DA制度に対する市中協議の内容について紹介させていただきます。

まず、市中協議とは何かと申しますと、これは、イギリスで政策を検討する過程において、国民や利害関係者の意見を広く聞いて、双方向のコミュニケーションを図ることを目的とした制度です。2013年から14年にかけて、DA制度に対する市中協議が行われております。

その内容が文章にまとめられて、イギリス政府のホームページから公表されております。文章の表題は、 日本語に訳しますと、「将来世代のための職域年金の再構築」とされており、DA制度に関するイギリス政 府から示された50を超える質問と、それに対するコメント、事業会社や労働組合、年金者団体、コンサル 会社など、さまざまな団体や個人から寄せられたコメントと、それに対する政府の反応などの議論の結果 がまとめられております。

## 4. 市中協議のクエスチョン(1)

#### Q 2 7

立法上の障壁を取り除くことにより、

- ・加入者の資産形成期に、元本や投資収益を保証する保険(モデル2)
- ・最低限の収入を保証する所得保障保険(モデル3)
- を可能とすれば、これらの市場の拡大は促進されるか。

#### (イギリスでの反応)

- ・回答者の3分の1は立法上の障壁を取り除くことで促進されると回答。
  - →「立法の枠組みを単純化すれば導入の検討が促進されるだろう」
- ・回答者の大多数は立法上「保証」を可能としても市場の革新を促すには不 十分で、対処すべき新たな問題として、適切なリターンを確実に生み出す必 要が生じると回答。
- ・「保証」のためのコストが、あまりにも高価になるのではとの指摘もあった。

14

このページ以降では、イギリス政府からの質問のうちの幾つかを取り上げます。その質問に対して、イギリス市中から寄せられたコメントを紹介させていただきます。また、仮に、日本で同じような問いかけをした場合に考えられる論点等を、年金基礎研究会で議論しておりますので、そこで出た意見も併せて紹介させていただきます。

Qの27ということなのですけれども、これは、既存のDCに保証機能を付与するモデルに関する問いです。この問いの番号がいきなり27から始まっていますけれども、これは、市中協議文書のものをそのまま使用しております。市中協議文書の中では、四つのモデルが提案されておりまして、そのうちの二つ、モデル2とモデル3について、立法上の障壁を取り除くことにより、市場が拡大するかどうかという問いかけをしております。

モデル2は、元本や投資収益を保証する保険機能をDCに付与するモデルです。このモデルのメリットとしては、各加入者を代表する受託者が保険をまとめて購入することによって、コストを安く抑えることができます。また、中期的なロックイン期間がありまして、インフラ整備への投資など、非流動資産への投資機会が生まれることとされております。立法上の障壁としては、日々のプライシングに関する規制がありますので、非流動資産への投資を阻害しかねないこと、とされております。

モデル3ですけれども、これは最低限の収入を保証する保険機能をDCに付与するモデルです。例として挙げられていましたことが、例えば、加入者が50歳になったときから、加入者のファンドの一部を使用して、最低限の収入を保証する所得保険商品を、受託者が代表して購入していく仕組みが挙げられています。毎年の保険の購入によって保証部分は増加していきまして、加入者が引退した後は、残りのファンドから本人が直接引き出しを行いまして、ファンドがゼロになると所得保証年金のみになるという仕組みであります。

このモデルのメリットとしては、年金を分散して購入することにより、従来のDCにあった引退時の年金転換リスクに対処できることと、それから、引退後もファンドの運用を継続できること、とされております。立法上の障壁としては、現行のイギリスの税制とフィットしないこととされています。

両方のモデルに共通することなのですけれども、自動加入する個人をイギリス政府は想定に入れておりまして、個人に対して高いレベルで関与することは要求しないこと、それから、保証が市場を通じて提供されることということを前提として、提案をしております。

イギリス市中からの反応ですけれども、回答者の3分の1は、立法上の障壁を取り除くことで、商品開発の促進には十分であろうと回答しています。一方で、回答者の大多数は、立法上の問題をクリアするだけでは不十分で、対処すべき新たな問題として適切なリターンを確実に生み出す必要があり、そうでないと商品提供者が商品を提供しなくなってしまうだろうということを懸念する声がありました。また、保証のためのコストがあまりにも高価になってしまって、モデルの魅力がなくなってしまうのではないかということを懸念する声もありました。

## 4. 市中協議のクエスチョンに対する当研究会の議論(1)

### Q 2 7

立法上の障壁を取り除くことにより、

- ・加入者の資産形成期に、元本や投資収益を保証する保険(モデル2)
- ・ 最低限の収入を保証する所得保障保険(モデル3)
- を可能とすれば、これらの市場の拡大は促進されるか。

#### (基礎研での議論)

- ・最低限の保証は公的性の高い制度には重要であるが、私的年金においては馴染まないのではないか。
- 何らかの保証がある商品は、日本の国民性に馴染み易いのではないか。
- ・経済が低迷している状況では、元本や収益の保証はコストが相対的に高くなる。保証を提供するマーケットが存在し得るかどうか。
- ・例えば、元本の8~9割を保証するという商品であればある程度コストを抑えられるのでは。
- ・現在の日本の状況(投資に積極的でない状況)を鑑みると、市場の拡大には、金融・投資・ライフプランに関する教育の普及も重要。
- ・教育が普及した上で、潜在的なニーズがどこまであるかは未知数

15

ここでは、基礎研で議論して出てきた意見を紹介いたします。

最低限の保障は重要ではあるが、日本の場合、公的年金の水準がイギリスよりも高いので、私的年金においては、イギリスほど必要とはされておらず、日本にはなじまないのではないかという意見がありました。一方で、何かしらの保障がある商品というものは、DCにおいて、元本確保商品のウエートが高いことを踏まえると、日本の国民性になじみやすいのではないかという意見もありました。また、経済が低迷し、高い運用収益を期待できないような状況においては、保証のためのコストが相対的に高くなってしまって、商品が提供できなくなってしまうのではないかということを懸念する意見もありました。

## 4. 市中協議のクエスチョンに対する当研究会の議論(2)

#### Q 3 1

加入者に対する特別な保護、あるいは事業主に対して「いかなる不足が生じても事業主は責任を負わない」という保証を提供するような、何らかの保護 処置を適用する必要があると考えるか。

#### (基礎研での議論)

- ・制度普及のためには、何らかの保護措置は望ましい。
- ・過度なリスクテイクなどモラルハザードには留意が必要。高リスク運用であれば保証コストは高くなるべき。
- ・会計上、確定拠出制度として取り扱うために、事業主に追加負債が発生しないことが明らかになっていることが重要。
- ・民間の保険会社等には、事業からの撤退リスクあるため、政府による保護措置が必要かもしれない。
- DCに関しては、保護措置よりもまず従業員教育が優先事項。

17

問いの31です。問いの31も、既存のDCに保証機能を付与するモデルに関する問いです。ここでは、加入者に対して、提案内容に更に追加するような法は必要か、あるいは、事業主に対して、いかなる不足が生じても事業主は責任を負わないという保証を更に提供する必要はあるのかという問いです。

イギリス市中からの反応ですけれども、大多数は、DC商品に対する現行の保護制度において、加入者が保護されている範囲を評価して、商品提供者が仮に支払不能に陥った場合の保証を、きちんと提供する必要があると考えていました。市中協議では、PPFに類似した年金制度からの保険料等で設立された保証機構の設立を示唆していましたが、多くの回答者からは、FSCSという金融サービス事業者の拠出により提供されている保証スキームが保護すべきであると回答しています。FSCSによる保証がない場合にPPFのような組織にサポートされるべきだという意見もありました。

また、支払不能な事象が発生した場合に何が起こるのかを文章で明確にしておくべき、それから、保証付き商品には、事業主に追加債務が発生しないということを明記しておくべきという意見も多くありました。経営者団体からは、政府によって将来的に制度改正されて、追加債務を強いられるようなことにならないか、不安視するような声がありました。

## 4. 市中協議のクエスチョンに対する当研究会の議論(2)

#### Q 3 1

加入者に対する特別な保護、あるいは事業主に対して「いかなる不足が生じても事業主は責任を負わない」という保証を提供するような、何らかの保護 処置を適用する必要があると考えるか。

#### (基礎研での議論)

- ・制度普及のためには、何らかの保護措置は望ましい。
- ・過度なリスクテイクなどモラルハザードには留意が必要。高リスク運用であれば保証コストは高くなるべき。
- ・会計上、確定拠出制度として取り扱うために、事業主に追加負債が発生しないことが明らかになっていることが重要。
- ・民間の保険会社等には、事業からの撤退リスクあるため、政府による保護措置が必要かもしれない。
- DCに関しては、保護措置よりもまず従業員教育が優先事項。

17

これに対する基礎研での議論ですが、日本でのDC制度の更なる普及のためには、リスク負担を望まない加入者が一定数いると推測されますので、何らかの保護措置があった方が望ましいのではないかという意見がありました。また、過度なリスク負担を取りに行くなど、モラルハザードを防ぐ仕組みや、リスクに見合った保証コストにできるような仕組みにする必要があるという意見もありました。それから、民間の保険会社には撤退リスク等があるので、生命保険の保護機構のような、何かしらの公的な保護措置が必要なのではないかという意見もございました。

## 4. 市中協議のクエスチョン(3)

#### Q33

年金所得積み上げ方式(下記)についてどう考えるか。

- ・掛金を「据置年金の購入」と「他の加入者とともにリスク運用を行う資金」の2つの目的に分ける。
- ・据置年金の購入により加入者は年金収入の増加が刻々と把握できる。
- ・リスク運用は本制度の収支状況に応じて年金額の(物価)スライドを行う ためのもの。

### (イギリスでの反応)

- ・市中協議で示された様々な提案のうち最も人気の高かったもの。
- ・加入者が投資による恩恵を得られる一方、より大きな確実性も得られるのではないかと考えられた。
- ・ただし、多くの回答者は、長寿リスクが未知なため、保険会社が若年世代に据置年金を提供したがらないのではないかと懸念。事務負担の大きさにも不安視。

18

問いの33です。問いの33も、既存のDCに保証機能を強化する機能を付けるというモデルに関する問

いです。市中協議文書では、モデルの一つとして、年金所得積み上げ方式が提案されています。これは、 デンマークの公的年金であるATPと似た仕組みとされておりまして、掛け金を二つに分けて、一つは据 置年金の購入に充てて、残りは他の加入者と合同でリスク運用を行い、その運用結果に応じて、年金の物 価スライドに使用するという仕組みです。据置年金の購入により、加入者は将来の年金収入の増加を常に 把握することができるようになります。この据置年金の購入価格には、最新の資産価格や、金利や死亡率 が反映されますので、これらのリスクを加入者間で持ち合うことになります。これを保険会社が代わりに 引き受けてもよいとされております。

オランダでは、同様の仕組みが業界単位で設立されていますので、イギリスにおいても、複数事業主制度や、従業員数が比較的大きくて安定している単独事業主制度で、うまく機能するのではないかとイギリス政府は考えています。また、商業ベースでもきちんと機能して、労働組合からも魅力的に映るのではないかということを期待しております。

この制度のメリットとしては、世代間の公平さが挙げられています。合同の資産があるのですけれども、これを、世代ごとの集団に分けることが可能とされておりまして、世代ごとに分けた場合には、世代を超えたリスク移転がなくなりますので、加入者に説明しやすくなる、納得させやすくなるというものです。一方で、デメリットとしては、加入者間でリスクをシェアする必要があるので、一定の規模を確保する必要があることとされております。

このモデルに対するイギリス市中の反応ですけれども、市中協議で示された提案のうち、最も人気が高かったモデルとされておりまして、投資からの恩恵と、既存のDCを上回る確実性を得られるのではないかと考えられていました。ただし、多くの回答者からは、長寿リスクがあるため、保険会社は若年世代に据置年金を提供したがらないのではないかというような懸念を示しており、事務負担も大きくなることを不安視していました。また、一部の回答者からは、このモデルの普及には、規模の確保が大きなハードルになるということも指摘されていました。

## 4. 市中協議のクエスチョンに対する当研究会の議論(3)

#### Q33

年金所得積み上げ方式(下記)についてどう考えるか。

- ・掛金を「据置年金の購入」と「他の加入者とともにリスク運用を行う資金」の2つの目的に分ける。
- ・据置年金の購入により加入者は年金収入の増加が刻々と把握できる。
- ・リスク運用は本制度の収支状況に応じて年金額の(物価)スライドを行う ためのもの。

### (基礎研での議論)

- ・終身年金、物価スライドは重要な機能だが、日本のDB制度では普及していない。事業主が新たな役割を担うことには否定的とも想定される。この状況下では、機能別に掛金を管理する当方式は現実的といえる。
- ・据置年金には長寿リスク、予定利率リスクが有り、将来世代の負担となり得る。世代間の公平性のためには小刻みな給付改定が必要。一方、頻繁な改定が制度への信頼性を損なう可能性もある。
- ・運用リスクに係る不足・剰余の負担者・受益者の在り方について整理が必 要。

19

基礎研での議論です。物価スライドなどの機能が日本のDBでは普及していませんが、可能な範囲で物

価スライドに対応するなど、機能別の資産を分けておく方法は、現実的な選択肢になるのではないかという意見がありました。一方で、据置年金には長寿リスクなどがあり、死亡率の改善や、金利低下の局面では、据置年金の購入価格が右肩上がりに上がっていくことになり、そのような改定が頻繁に起きれば、制度への信頼性が低下しかねないのではないかということを懸念する意見もありました。また、リスク運用部分の運営ですけれども、こちらについても、積み立て基準や給付への反映方法について、加入者等が納得できるようなルールを整理する必要があるという意見がありました。

## 4. 市中協議のクエスチョン(4)

#### 034

CDC制度(集団型DC制度、下記)は、従来のDC制度より平均して安定 した給付が提供できる仕組みだと考えるか。

- ・事業主の掛金率が固定であり、債務を負わず貸借対照表上のリスクがない。
- ・加入者毎の個人口座はなく資金は全体でプールされる。加入者は金融商品 を選ぶことなくプールされた資金から給付が支払われる。

#### (イギリスでの反応)

- ・回答者の多くがCDC制度は従来のDC制度より安定的と回答。「我々のモデリングでは、保証付きでないCDC制度が同じコストで運営される従来のDC制度よりも良い給付をもたらす結果となっている。」
- ・CDC制度がより良いと考える理由として、①規模の増加と②市場変動の影響の軽減、③運用の多様化を挙げている。CDC制度はDB制度とDC制度の中間的な制度として提供できるのではとの指摘も。
- ・一部は、CDC制度の安定性はその規模と加入・脱退ルールに大きく依存することへの懸念、オランダのCDC制度における年金カットを引き合いにした懸念なども示されている。

20

Qの34ですけれども、ここからは、CDC制度に関する問いになっています。イギリスの立法上では、集団という概念が、年金法や税法上、どちらにも規定されていないので、現時点では、CDC制度は実施できません。市中協議文書の中では、オランダを参考にしたCDC制度の提案がなされています。CDC制度の特徴としましては、事業主の掛け金が固定されているので、会計上の負債を認識する必要がないこと、それから、各加入者の個人口座があるわけではなくて、資産は全体でプールされており、加入者が引退するときは、それぞれが金融商品を選ぶのではなく、プールされた資産の中から給付が行われるというものです。

CDC制度のメリットとしましては、資産をプールすることにより、伝統的なDCと比較して、より広い投資機会を得られること、それから、個人型DCとは異なって、投資収益を滑らかにするため、各加入者が市場下落のリスクにさらされにくくなることが挙げられておりまして、複数事業主制度に適している制度なのではないかという期待が持たれています。

イギリス市中からの反応ですけれども、回答者の多くが、集団的な仕組みであるCDCは、従来のDCよりも安定的であると回答しています。CDC制度がよいと考える理由としましては、規模を大きくすることによるコストの削減、それから、加入者の多様性により、市場変動の影響の軽減が期待できること。あとは、運用の多様化ですね。多様化によって、インフラなどへの長期投資ができることや、DBのように、会計上の理由から、収益の低い債券に頼る必要が必ずしもないといったことが意見として挙げられていました。

一方で、一部には、CDC制度の安定性が集団の規模を維持するための加入脱退ルールに大きく依存することへの懸念や、オランダのCDCにおいて年金カットが実施されたことを引き合いに出して、懸念を示す意見がございました。

## 4. 市中協議のクエスチョン(4)

#### Q34

CDC制度(集団型DC制度、下記)は、従来のDC制度より平均して安定した給付が提供できる仕組みだと考えるか。

- ・事業主の掛金率が固定であり、債務を負わず貸借対照表上のリスクがない。
- ・加入者毎の個人口座はなく資金は全体でプールされる。加入者は金融商品 を選ぶことなくプールされた資金から給付が支払われる。

#### (イギリスでの反応)

- ・回答者の多くがCDC制度は従来のDC制度より安定的と回答。「我々のモデリングでは、保証付きでないCDC制度が同じコストで運営される従来のDC制度よりも良い給付をもたらす結果となっている。」
- ・CDC制度がより良いと考える理由として、①規模の増加と②市場変動の影響の軽減、③運用の多様化を挙げている。CDC制度はDB制度とDC制度の中間的な制度として提供できるのではとの指摘も。
- ・一部は、CDC制度の安定性はその規模と加入・脱退ルールに大きく依存することへの懸念、オランダのCDC制度における年金カットを引き合いにした懸念なども示されている。

20

基礎研での議論です。CDC制度の場合、制度ごとに運用戦略をまとめて行いますので、運用に関する情報収集や分析を効率化させて、コストや時間をかけることが可能になることや、システム維持や投資教育のコストがかからなくなること、それから、スケールメリットから、運用報酬等も低く抑えられる点が、個人単位のDCに対するメリットとして挙げられました。また、新規加入者の規模が十分維持されていれば、投資期間を長く取れますから、長期投資によって、安定した結果を提供することが可能になるのではないかという意見がございました。

一方で、減額に迫られた場合の仕組みによっては、世代間リスク移転の問題が大きく取り上げられて、加入を避けるような動きが出てくるのではないかということを懸念する声もございました。また、運用する人とリスクを負担するものが異なりますから、運営上の問題をきちんと検討する必要性もあるという意見もございました。

## 4. 市中協議のクエスチョン(5)

#### Q 3 5

イギリスでは年金制度間でリスクを分担するという慣例がないとすると、加入者間において、世代間のリスク移転による潜在的な損失を伴うが、市場の下落時における保護の恩恵を共有し、給付の確実性を高めようとするだろうか。

#### (イギリスでの反応)

- ・回答者の4割は、加入者個人がリスクを分担することを望むだろうと回答。 (イギリスには、保険業界と年金業界にリスク分担の慣例があるという声 も)
- ・一方、回答者の4分の1は、イギリスではリスク分担の文化が根付いていないことから、加入者はリスク分担を望まないだろうと回答。
- ・その他、「リスク分担の受け入れは、利益とリスクに関する教育が重要であり、文化の違いを受け入れるのに時間がかかる」「積立状況が良ければ人気が高いだろうが積立状況が悪化して給付がカットとなると人気が無くなるだろう」という回答もあった。
- ・加入者の反応は従前の制度に依存する。

22

問いの35です。問いの35は、CDC制度における世代間のリスク移転に関する問いです。CDC制度には、先ほども何回か出てきていますけれども、世代間のリスク移転が発生するという問題がございます。これは何かといいますと、制度設計にもよるのですけれども、例えば、受給者に先立って加入者の給付を削減するような制度では、若い加入者ほどリスクを多く負担することになります。受給中の給付を保証するような制度の場合には、より大きなリスクが加入者に移転することになります。問いの内容は、そのようなリスクを加入者が受け入れるだろうかというようなものです。

イギリス市中の反応ですけれども、回答者の4割からは前向きな反応がございました。加入が、仮に強制であれば、初めに高いリスクを受け入れるものの、その後は、リスクは小さくなっていくサイクルを全員が全うするのだから、世代間リスク移転はそれほど大きな問題にならないのではないかという意見がございました。

一方で、4分の1からは後ろ向きの反応でした。オランダやデンマークの例を出して、オランダやデンマークでは加入が強制されておりますので、そのようなところでは社会契約の一部としてリスク分担が受け入れられていますが、任意加入であるイギリスの職域年金では、リスク分担の文化というものは根付いていないのではないかと言われています。

その他の意見としましては、リスク分担を受け入れてCDC制度を成功させるには、利益とリスクに関する教育コミュニケーションが重要であり、文化の違いを受け入れるには時間がかかるのではないかという意見、それから、給付がカットされれば、人気はなくなってしまうだろう、転職の頻度が多い人は、積み立て不足がある制度には入りたがらないだろうという意見がございました。また、加入者の反応は、従前の制度に依存すると考える人もいました。DBの加入者だった者であれば投資リスクを嫌がるでしょうし、DCの加入者だったものはリスクをプールして成果が安定することに安心するのではないかといった指摘がございました。

## 4. 市中協議のクエスチョンに対する当研究会の議論(5)

#### Q 3 5

イギリスでは年金制度間でリスクを分担するという慣例がないとすると、加入者間において、世代間のリスク移転による潜在的な損失を伴うが、市場の下落時における保護の恩恵を共有し、給付の確実性を高めようとするだろうか。

#### (基礎研での議論)

- ・社会的扶養の仕組みである公的年金分野においては、世代間のリスク分担という考え方が受けいれられる余地は高いが、企業年金においては、その多くが退職一時金からの一部移換を前提に設計されており、退職一時金は雇用者個人の労働の対価と考えられるため、リスク移転に賛同できない個人が多いのでは、という意見も。
- ・「給付がカット、となると人気が無くなる」というイギリスの意見を踏ま えると、リスク分担の普及には、給付カットが生じないようなリスク対応額 を設定する必要がある、との意見もあった。
- ・厚生年金基金に関しては、DB移行時に加入者のみ給付減額され、受給権者等の給付が維持されるケースが多くあり、世代間のリスク移転は大きな問題になってない、という意見もあった。

23

基礎研での議論です。社会的扶養の考えが取り入れられている日本の公的年金では、世代間のリスク分担が受け入れられる余地はあるでしょうが、企業年金の場合には、多くが退職一時金からの移行であるため、労働の対価と考える人が多く、リスク移転に賛同できない人が多いのではないかという意見がございました。一方で、厚生年金基金における給付減額を例に挙げて、現行のDB制度に比べて世代間の不公平が必ずしも大きいとは言えず、世代間リスク移転は大きな問題にならないのではないかという意見もございました。また、目標給付額自体は運用結果に連動させるなど、リスク移転の発生確率を軽減する方法というものもきちんと検討するべきだという意見もございました。

## 4. 市中協議のクエスチョン(6)

#### 037

CDC制度において、債務に見合い、給付がカットされるリスクを最小限とするのに必要な資金を確保するために、積立水準はどの程度が適切と考えるか。

### (イギリスでの反応)

- ・回答者より多くの提案が寄せられた。債務の100%~115%や115%~130%など。
- ・オランダの手法を用いるべきという意見もあれば、市況によってはその手 法は困難でありベストエフォートによる基準を用いるべきという意見も。
- ・債務に見合う十分な資金が確保される積立水準を事業主が決定する際に、 アクチュアリーが積立水準を適切に評価するために必要な仮定を揃えるべき との提案もあった。
- ・適切な積立水準は、加入者の年齢、給付削減が恒常的か一時的な市況によるものか、給付が保証された加入者がいるかによって変わってくるという指摘。
- ・現存のソルベンシー基準で十分との回答もあった。

24

問いの37です。問いの37は、CDC制度の積立水準に関する問いです。提案されているCDC制度では、加入者に一定の形式に基づいた保証を提供するような場合には、他のDA制度と同じように、技術的準備金と財政運営ルールに基づく必要があるとされておりまして、積立水準としてどの程度が適切なのかという問いがなされております。

イギリス市中の反応ですけれども、債務の 100%から 115%や、115%から 130%必要なのではないかといった多くの意見がございました。オランダの手法を用いるべきという意見もございましたが、オランダの基準では、平均的に 130%程度の積立水準が必要とされておりまして、市場の環境によっては、オランダの基準はハードルが高いので、技術的準備金の最低ラインであるベストエフォートによる基準でよいのではないかという意見もございました。また、現在のソルベンシー基準、つまり、現行のDBと同じ枠組みに基づいた財政運営でもよいのではないかという意見もございました。

## 4. 市中協議のクエスチョンに対する当研究会の議論(6)

#### Q37

CDC制度において、債務に見合い、給付がカットされるリスクを最小限とするのに必要な資金を確保するために、積立水準はどの程度が適切と考えるか。

## (基礎研での議論)

- ・積立不足の発生に対応するための十分な資産の確保には、片側2 σ程度の リスクに耐得る水準が必要ではないか。
- ・これまで100%の積み立てを目標としてきたが国の企業年金に対して100%を超える積立水準の確保を求めると、制度の普及を阻害する可能性がある。
- ・日本のリスク分担型DBにおける「財政悪化リスク相当額をどう計算すれば 給付調整発生リスクを最小限にできるか?」という課題と同様であるため、 それぞれの制度に固有のリスクをアクチュアリーが見極めた上で財政悪化リ スク相当額を計算することが望ましい。
- ・保険会社のソルベンシー規制が参考になるかもしれないが、日本のリスク 分担型DBの場合、新たな労使交渉に基づく掛金の見直し(引き上げ)が可能 なため、保険会社や銀行に対する規制より柔軟性があってもよい。

25

基礎研での議論です。積み立て不足の発生に対応するための十分な資産の確保には、片側  $2\sigma$  程度は耐えられる水準が必要ではないかという意見もあれば、これまで 100%の積み立てを目標としてきた日本の企業年金に対して、100%を超えるような積立水準の確保を求めると、制度の普及を阻害するのではないかといった意見もございました。それから、日本の財政悪化リスク相当額における課題と同様に、適切な積立水準を決定するには何かしらの定量的な考察、例えば、将来シミュレーションや、給付削減の発生する頻度や、給付削減幅の許容範囲など、前提条件など、多くの課題を検討したうえで、固有のリスク量を計算するべきだという意見もございました。また、新たな労使合意に基づく掛け金の見直しが可能なのであれば、保険会社に求められる規制よりも柔軟性があってもよいだろうという意見もございました。

## 4. 市中協議のクエスチョン (7)

#### Q38

CDC制度の持続性を維持するため、規模の増加、新規加入者の流入の維持 が必要であるとすれば、政府の介入なしに制度の構築は可能だろうか。

#### (イギリスでの反応)

- ・半数以上の回答者は、CDC制度の構築に政府の介入が必要であると回答。政府がCDC制度を周知することで、CDC制度への信頼性を高める必要があるという意見があった。継続的な新規加入者の実現、あるいは制度加入に強制力を持たせるには、政府の支援なしには困難という意見も。また、DC制度からCDC制度に転換するための支援も必要という意見や、消費者保護の仕組みを政府が整備すべきという意見もあった。
- ・一方、半数近くの回答者は、規模を増加するための政府の介入は不要と考えており、その多数は継続的な新規加入者の発生は必要ないと考えていた。 オランダの例をみても、閉鎖型でもうまく機能するのではないかとの意見もあった。

26

問いの38です。問いの38は、CDC制度の規模に関する問いです。規模に関して、イギリス政府は、コストの低下やリスク分担の機会が増えるので、CDC制度というものは規模が大きければ大きいほどうまく機能すると考えておりまして、新規加入者が十分入ってくるのであれば、伝統的DCよりも安定した結果が期待できそうだと考えております。一方で、加入が任意である場合、積立水準が低い制度には誰も加入したがらないので、規模を維持することが困難になるのではないかという懸念が指摘されています。

イギリス市中からの反応ですけれども、半数以上の回答者が、政府の介入が必要であると回答していました。CDC制度を周知して、信頼を高めたり、DC制度からの転換を支援したり、消費者保護の仕組みを政府がしっかりと整備すべきだという意見がございました。一方で、半数近くの回答者からは、介入を不要とする意見が出されていました。そのうちの大多数の回答では、規模というものはCDC制度をより改善はさせるが、新規加入者というものは必ずしも必須ではないと考えており、閉鎖型でもうまく機能するのではないかといった意見もございました。

## 4. 市中協議のクエスチョンに対する当研究会の議論(7)

Q38

CDC制度の持続性を維持するため、規模の増加、新規加入者の流入の維持 が必要であるとすれば、政府の介入なしに制度の構築は可能だろうか。

#### (基礎研での議論)

- ・CDCにおける加入者利益の源泉は、「規模の利益」であるため、業界単位など大型化を指向するべきであり、制度の設立時や他制度からの移行において政府の後押しは有効であろう。
- ・加入にインセンティブを与えるなど財源を必要とするような介入は、企業 年金制度に対しては困難であろう。また強制加入にした場合には、柔軟性が 失われるので普及の妨げになりかねない。

27

基礎研での議論です。CDC制度においては、規模の利益が重要であるため、業界単位や全国単位にするなど、大型化を指向すべきであり、そのための政府の後押しは有効であろうという意見がございました。一方で、掛け金に補助をつけたり、税制優遇するなどの、財源を必要とするような政府の介入は企業年金に対しては難しく、また、全従業員を強制加入にすると制度の柔軟性が失われるので、CDC制度の普及の妨げになるのではないかといった指摘がございました。

#### 4. 市中協議のクエスチョン(8)

Q9, 10

柔軟なDB制度の設計という観点で、

- ・給付額が変動することを可能とすること (Design 1)
- ・加入者の退職時におけるDC制度への自動移管(Design 2)
- ・年金開始年齢の変更を可能とすること (Design 3)
- の制度設計の実現可能性についてどう考えるか。

#### (イギリスでの反応)

- ・大多数は設計が複雑であり実現不可能と回答。回答者の半数は加入者の退職時におけるDC制度への自動移換について反対。少数の支持であるが、事業主にとって魅力的との指摘もあった。
- ・給付額が変動することを可能にする仕組みや年金開始年齢の変更を可能にする仕組みについては、過半数の回答者が認めるべきではないと回答。事業 主や投資顧問の間では人気があった。
- ・事業主に十分な変更を与えるには、提案された内容が過去分にも適用される必要がある、といった個別の意見があった。

28

問いの9と10です。問いの9と10は、既存のDBに対して、設計上の柔軟性を与えることでDA制度にするという提案です。市中協議文書の中では、物価スライドを必須としないうえで、デザイン1から3

の三つの設計が提案されています。

デザイン1は、給付額が変動することを可能とするというものでございます。具体的に言いますと、給付自体を名目的な年金と変動する年金の二つの組み合わせに分けて、後者の変動する年金の方は、積立水準に応じて物価スライドなどの追加的な給付を行う方法や、任意の年に単年度分の追加給付を行うといった、自由裁量を事業主に与える方法というものが提案されています。

デザイン2ですけれども、これは中途退職者のDCへの自動移管というものです。加入中は、通常のDBと同じようにリスクを事業主が負いますが、中途退職の場合には年金給付額は一時金化され、指定されたDCに移管されます。

デザイン3ですけれども、これは、年金開始年齢の変更を可能にするということで、死亡率が改善されたときに、その改善幅に応じて開始年齢を自動的に引き上げる設計です。

このような設計の実現可能性に対するイギリス市中からの反応ですけれども、大多数は、設計が複雑であり、実現不可能と回答しています。回答者の半分は、政府、事業主、加入者が課題に直面するだろうとして、DC制度への自動移管に反対しました。また、少数ではありますが、事業主にとっては魅力的であるという指摘もありました。過半数の回答者からは、給付額が変動する仕組みや、年金開始年齢の変更を可能にするような仕組みを認めるべきではないという回答がありましたが、事業主の間では人気がありました。個別の意見としまして、事業主に十分な違いを与えるためには、提案された内容が過去分にも適用される必要があるといったものがございましたが、これについては、政府は、過去分に影響を与えるような変更をするつもりはないと文書の中で回答しています。

## 4. 市中協議のクエスチョンに対する当研究会の議論(8)

Q9, 10

柔軟なDB制度の設計という観点で、

- ・給付額が変動することを可能とすること (Design 1)
- ・加入者の退職時におけるDC制度への自動移管(Design 2)
- ・年金開始年齢の変更を可能とすること (Design 3)
- の制度設計の実現可能性についてどう考えるか。

## (基礎研での議論)

- ・日本のDB制度は退職一時金をベースに設計されることが多く一時金受け取りが主流であるため、強制的なDC制度への自動移換は加入者に受け入れられないのではないか。また、日本のDB制度は有期年金であることが多く、事業主のメリットもないのではないか。
- ・年金開始年齢の変更については、柔軟に加入者が選択できるのであれば加入者目線では望ましいのではないか。ただし、繰下げ・繰上げに応じた年金額の改定を適切に設定する必要がある。
- ・将来のリスクのみでなく、既に発生している分に係るリスクの分担方法の 議論については、日本でも何らかの示唆が得られると考えられる。

29

問い9と10に対する基礎研内での議論です。日本のDB制度は、退職一時金をベースとしていますので、一時金受け取りが主流であると。ですので、強制的なDC移管というものは、加入者に受け入れられないのではないかという意見がありました。また、有期年金が多いので、事業主からのニーズもさほど大きくないのではないかという意見もありました。また、年金開始年齢の変更につきましては、加入者が柔軟に繰り下げや繰り上げを選択できるのであれば、事業主が終身年金を採用しやすくなるので、これは望まし

## 4. 市中協議のクエスチョン(9)

Q13,14

柔軟なDB制度の設計という観点で、

加入者の退職時におけるDC制度への自動移換に関して、退職時に得た権利としての現金等価移転価値(CETV)が「公正価値(fair value)」ではないとすると、どう算定されるべきか。人員整理のように退職事由が事業主によるものであった場合の算定方法は変えるべきか。

また、退職時に一時金で給付する場合、その価値をどう算定すべきか。支給開始年齢までの年数を考慮すべきか。

#### (イギリスでの反応)

- ・加入者に明確に説明されていた場合にはCETVが公正価値である、CETVには事業主の 恣意性がある、完全積立でないと移転価値が減少する可能性がある、など様々な回答 があった。
- ・退職事由が事業主によるものであった場合の取り扱いについては、4分の3以上の回答者が、計算基礎は同じであるべきと回答。ただし、回答者の3分の1は、人員整理については給付の引き上げなど柔軟な対応を可能にすべきと回答。
- ・回答者の3分の2は、支給開始年齢までの年数についてこれを考慮して算定する必要があると回答。また、回答者の4分の1は、早期脱退者に対する一時金の価値の計算方法は事業主が柔軟に選択できるようにする必要性を指摘。

30

問いの 13 と 14 です。これは、デザイン 2 における D C 制度への自動移管されるときの、金額の算定方法に関する問いです。 C E T V とありますものは、これは、加入者が他の制度に移動する際に移管すべき額を評価する方法で、すでにイギリスの法律で規定された方法であり、これを拡張するものです。メリットとしましては、ベストエスティメイトなので、計算しやすいという点が挙げられていますが、一方で、残存する加入者を保護するという観点で用いられている方法なので、フェアバリューとみなされる可能性は低いと言われています。また、退職事由によって、算定方法を変えるべきか、支給開始年齢までの年数を考慮するべきかといった点が問われています。

イギリス市中からの反応ですけれども、CETVについては、加入者に明確に説明されていれば、これはもうフェアバリューなのだという意見がありました。また、事業主の申請がある、積立水準によっては移転価値が減少する可能性があるなど、さまざまな意見がありました。退職事由による算定方法の変更につきましては、4分の3が同じであるべきと回答しましたが、3分の1からは、計算の基礎は一定であるべきだが、給付の引き上げなど、柔軟な対応を可能にすべきだというような回答がありました。それから、回答者の3分の2からは、支給開始年齢までの年数を考慮する必要があるという意見がございました。また、4分の1からは、早期脱退者に対する計算方法は、事業主が柔軟に選択できるようにして、適切な設計を可能にすることと、加入者に公平かつ明確に伝えられるようにすることが必要であるということを指摘する声もありました。

## 4. 市中協議のクエスチョンに対する当研究会の議論(9)

Q13,14

柔軟なDB制度の設計という観点で、

加入者の退職時におけるDC制度への自動移管に関して、退職時に得た権利としての現金等価移転価値(CETV)が「公正価値(fair value)」ではないとすると、どう算定されるべきか。人員整理のように退職事由が事業主によるものであった場合の算定方法は変えるべきか。

また、退職時に一時金で給付する場合、その価値をどう算定すべきか。支給開始年齢 までの年数を考慮すべきか。

#### (基礎研での議論)

- ・日本では退職給付制度を一時金ベースで考える慣行もあり、一時金の給付額をベースに、一時金選択率も考慮しつつ、公正価値を評価するのが自然。
- ・退職事由により給付に差異を設けることは、日本では一般的ではあるものの、加入者の利益を損なわない範囲での柔軟性が求められる。また、退職事由によって脱退後の計算の基礎を同じとすることは妥当と考える。
- ・支給開始年齢変更は、計算の基礎の変更になるため、年金財政への影響を精査するなど慎重な対応が求められる。

31

基礎研での議論です。日本では、退職一時金をベースにして給付を考える慣行がありますので、この給付額をベースに考えることが自然なのではないかという意見がありました。また、退職事由により差異を設けることは、日本の制度では一般的ではあるものの、あくまで加入者の利益を損なわない範囲にとどめるべきであり、同一の制度の中での公平性の観点などから、事業主側に大きな裁量を与えることには問題があるのではないかという意見がありました。

#### 4. 市中協議のクエスチョン(10)

Q17~20

年金開始年齢の変更を可能とすること (Design 3) について

年金開始年齢の変更を可能とする設計をどう考えるか。年金開始年齢ごとに年金額が比例的に変わるという設計が考えられるが、複雑さを増したとしても利点が大きい設計だと思うか。

また、将来の年金受給年齢をどう設定するかについてどう考えるか。政府アクチュアリー局 (GAD) が公表する寿命における標準的な指標に基づくものとするか。国家年金の開始年齢に合わせて自動的に変化する仕組みはどうか。

年金開始年齢の設定にあたりトラスティーの役割はなにか。

#### (イギリスでの反応)

- ・おおむね当該設計は実現可能であるという回答であった。ただし、多くの回答者は現行の立法の下で採用 可能であると考えていた。
- ・ほとんどの意見は、退職前一定期間内にいる者の退職年齢を事業主が調整できるべきではないと考えていた。1人の回答者が5年であれば十分であるとした一方で、大多数はNPAから10年以内の調整は防止されるべきであると回答。
- ・制度の複雑さについては、回答者の4分の3は年金額が比例的に変化する制度運営は可能であり、複雑さが利点を上回ることはないと回答。
- ・将来の年金開始年齢をどう設定するかについては、回答者の3分の1は、政府アクチュアリー局による標準的な指標を用いる考え方に興味を示していた。労働組合や消費者団体からは、年金開始年齢は自らが決めるべきとの意見が寄せられた。
- 「我々の多くは肉体的なものを要求する仕事をしており60歳後半以降働けないかもしれない。標準受給年齢は労働者の個々の特性を反映すべきであり労働組合と交渉して決定すべきである。」
- ・半数超はトラスティーはNPAを定める際に役割を持つべきであると回答、残りは事業主と事業主のアクチュアリーにより設定されるべきと回答

32

それから、最後の問いですけれども、問い 17 から 20 は、デザイン 3 ですね。死亡率の改善に応じて、 年金開始年齢の変更を可能にする設計に関する問いです。この設計の例としましては、例えば、平均年齢 が2年延びた場合には、制度発足時には65歳であった年金開始年齢を、自動的に67歳に引き上げるような設計が提案されています。問いとしては、複雑さはありますが、そのような複雑さを上回るような利点があるかと、それから、年金開始年齢改正の仕組みについても問いがなされています。

イギリス市中の反応ですけれども、おおむね当該設計は実現可能であるという回答でした。ただし、多くの回答者からは、国家年金の年金開始年齢に連動する仕組みや、平均余命の改善に比例して年金額を減額するような仕組みなど、現行の立法下で、事業主と加入者の間で長寿リスクをシェアする仕組みはすでにあると考えている人がいました。ほとんどの意見は、退職前一定期間内にいるものの、年金開始年齢の調整を可能とするべきではないとしていました。制度の複雑さにつきましては、回答者の4分の3は、制度運営は可能であり、複雑さが利点を上回ることはないとしていました。

## 4. 市中協議のクエスチョンに対する当研究会の議論(10)

## Q17~20

年金開始年齢の変更を可能とすること (Design 3) について

年金開始年齢の変更を可能とする設計をどう考えるか。年金開始年齢ごとに 年金額が比例的に変わるという設計が考えられるが、複雑さを増したとして も利点が大きい設計だと思うか。

また、将来の年金受給年齢をどう設定するかについてどう考えるか。政府アクチュアリー局(GAD)が公表する寿命における標準的な指標に基づくものとするか。国家年金の開始年齢に合わせて自動的に変化する仕組みはどうか

年金開始年齢の設定にあたりトラスティーの役割はなにか。

#### (基礎研での議論)

・日本の場合定年制が定着しており労働者は退職時期をコントロールしにくいため、支給開始年齢の変更を可能とする制度は加入者に受け入れられないのではないか。

33

基礎研での議論です。イギリスとは異なりまして、日本には定年制が定着しているので、支給開始年齢が引き上がると、繰り上げ支給によって年金額が減少してしまうため、このような制度は受け入れにくいのではないかという意見がありました。一方で、加入者の死亡率の低下などの要因に基づいて給付額を調整する仕組みは、積み立て水準に応じた仕組みよりも、加入者にとって分かりやすい設計になるのではないかといった意見もございました。

## 5. おわりに

日本版DA制度(リスク分担型企業年金)のこれから

34

終わりに、ということです。日本のDBには、物価スライドや、終身年金が義務付けられていないという違いがあるので、イギリスでの議論をそのまま持ってくることはできないのですけれども、リスク分担型企業年金を導入する際の検討事項である、給付設計や、財政悪化リスク相当額の算定や、掛け金水準、それから、過去分や受給者の取り扱い、このようなものをどうするかという論点は、市中協議における議論の内容と重なる部分が見られると考えています。また、DCの保証機能強化や、CDC制度や、DBの柔軟な制度設計など、幾つかの提案や、そこに至る議論などのプロセスは、日本の実情に合わせた、これからの企業年金を考える上でも参考になるのではないかと思い、本日、このようなDA制度に関するプレゼンテーションをさせていただきました。

以上です。

司会 ありがとうございました。ここまでは「DA制度の導入への道ゆきについて」というテーマで、年金基礎研究会の日下部さんと吉田さんから、プレゼンテーションをしていただきました。

引き続きまして、後半に移りたいと思います。後半は、先ほど申し上げましたとおり、「IAAにおける 年金関係の取り組み状況について」というテーマで、国際関係部会の清水さんからお話をいただきたいと 思います。では、よろしくお願いいたします。

## 清水 清水信広と申します。

このセッションのテーマとは一見何の関係もない話がなぜ出てくるのか、まずお話しておきたいと思います。基礎研で今発表されたものでは、年次大会における年金の時間枠が十分確保できないのではないかという懸念があったそうでして、そのため、私の方で、30分弱、このような話を差し上げることになったという次第です。

# 内容

- 1. IAAとセクション
- 2. PBSS会員になることのメリット
- 3. ウェビナー(Webcasts)
- 4. リファレンス・リスト
- Virtual Library
- 6. "ビジケーショニング"としてのPBSS Colloquium
- 7. IAA年金関係委員会(PEBC, SSC)のAgendaやMinutesの利用

2

私の話の趣旨は、PBSSというIAAのセクションの会員になっていらっしゃる方が日本では多分五十数人いらっしゃると思いますけれども、PBSSの会員になることについてプロモーションをさせていただくというものです。

IAAとセクション(1/6)



Worldwide association, representing 65,000 actuaries in 110+countries.

The IAA is the continuation of the "Comité Permanent des Congrès d'Actuaires" established in 1895 as an association of individuals. In 1998, the IAA was restructured. The major responsibilities of the IAA are now in the hands of local actuarial associations.

Sections predate the IAA as an association of associations; ASTIN, for example, was created in 1957. They facilitate the participation of individual actuaries exchanging knowledge on specific topics in an international setting, and sections are the conduit for actuaries to be part of the IAA as an individual.

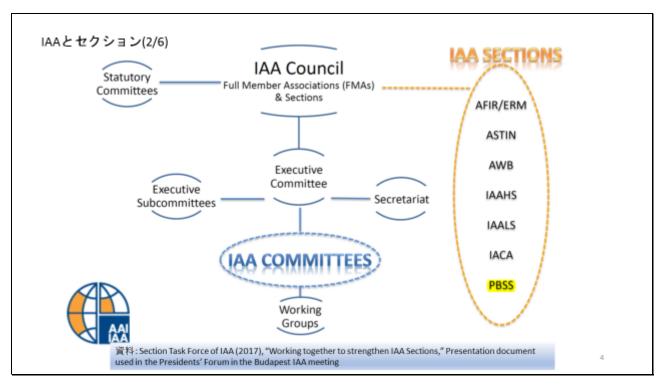
資料: Section Task Force of IAA (2017), "Working together to strengthen IAA Sections," Presentation document used in the Presidents' Forum in the Budapest IAA meeting

このスライドの下に資料の名前が出ていますけれども、これは、ブダペストIAA会議のプレジデント・フォーラムで、セクション・タスクフォースという、IAAのセクションについていろいろ問題意識を持っているセクションのチェアが集まったタスクフォースの検討結果を報告した、その報告に用いられた資料です。この資料には、IAAとセクションの関係がきちんと書いてありますので、本日は、その資料の

#### 一部を使っている次第です。

昨日、IAAのテリー会長がおっしゃったように、IAAというのは、アソシエーション・オブ・アソシエーションです。つまり、各国アクチュアリー会の個人会員がIAAのメンバーになっているわけではない。そのIAAは何をやっているかといいますと、アクチュアリーのプロフェッショナリズムの高揚、対外的には、アクチュアリーというプロフェッションの認知度の向上、活躍の場の拡大など、そのようなことがメインになります。そうすると、どうしてもアクチュアリー個人の立場からは、IAAの活動には関心が低くなる。IAAは、個々のアクチュアリーからはどうしても疎遠な存在になっていく恐れがあるわけです。

一方で、セクションは、このスライドに書いてありますように、アクチュアリー個々人によって構成されるものです。そこが I A A 本体とは随分違います。アクチュアリー個々人が、特定のトピックについて、国際的なセッティングの下で意見交換する、そのようなことを促進する、ということがセクションの役割になっているわけです。ですので、セクションは、個人としてアクチュアリーが I A A の活動に参加する水路といいますか導管といいますか、そのようなものになるのだということをこの資料は語っているわけです。



このスライドはIAAの基本構成を示しています。IAAには、意思決定を行うカウンシルや執行委員会(エグゼクティブ・コミッティ)、それに各種の委員会(コミッティ)があって、組織としての意思決定や外部組織との具体的な対応等をしていくわけですが、一方、セクションは、ここに書いてあるとおり8つあります。今日はこのセクションの一つであるPBSSのプロモーションをしたいということで私はお話ししているのですが、ポイントの一つは、この図に示されているとおり、各セクションは、IAA本部から何かを指示されるといった関係にはないということです。この点をこの図でご覧いただければと思います。

## IAAと セクション (3/6)

# IAA COMMITTEES

# IAA SECTIONS

- Members appointed by FMAs.
- Activities such as establishing liaisons with supranational organizations or the discussion of ISAPs.
- Other activities aligned with the IAA's strategic objectives.
- Committees are established and regulated by the IAA executive committee.

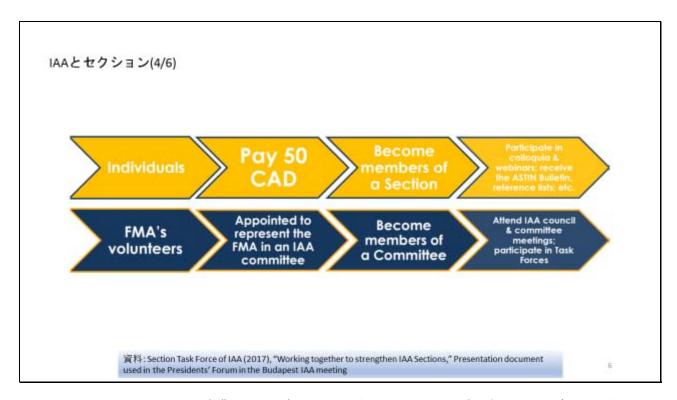
- Any individual actuary & other interested professional can be member of a Section.
- Objectives established by each Section for its own members.
- Activities based on the Section members' particular interests.
- Sections sit & vote on the IAA Council.

IAA Committees & Sections act separately in the IAA organizational structure, and have particular interests & needs. They complement each other & co-work to achieve IAA goals.

資料: Section Task Force of IAA (2017), "Working together to strengthen IAA Sections," Presentation document used in the Presidents' Forum in the Budapest IAA meeting

このスライドは、IAAのセクションとコミッティの違いについてまとめています。しかし、実際のところ、この違いはなかなか理解されていない。IAAのコミッティで活躍している方でも、この違いをあまり分かっていらっしゃらない方が多い、そのような状況なのですね。

図にありますとおり、IAAのコミッティ、委員会というものは、例えば社会保障委員会や年金委員会など、いろいろございますけれども、それらは、それぞれのIAAの会員組織すなわちFMA、これはフェロー・メンバー・アソシエーションの略なのですけれども、日本で言えばアクチュアリー会と数理人会が該当します。その各FMAによって推薦された方が委員になるという基本構造があります。だから、各国のアクチュアリー会の言ってみれば指導的な立場にある方が委員になる、あるいは、委員になった方は所属するアクチュアリー会の意見や立場を代弁していく役割を担うことになります、一方、IAAのセクションは、そのセクションの活動に関心のある人個々人で構成されるという位置づけです。セクションの運営委員会の委員も、FMAの代表者という位置づけになっているわけではありません。



現状、PBSSセクションの会費 50 カナダドルは、日本アクチュアリー会を経由してお支払いになっている方が大半だと思います。でも、そうする必要は必ずしもなくて、今は、個人でもネットを通じて直接支払うことができるようになっています。ですから、「俺はどうも、アクチュアリー会の現執行部は嫌いだ」という人が仮にいらっしゃっても、セクションに関する限りは特段問題ないという構造になっている。

ただ、セクションとIAAのコミッティが仲たがいしているといったことではなく、適宜連携してやっているのだけれども、セクションに関しては、あくまで個人の資格で参加しているし、セクションの方も、FMAであるアクチュアリー会のためではなく、アクチュアリー個々人のために活動しているということです。私はこのセクションの一つであるPBSSの運営委員会委員をやっていますけれども、それはなぜやっているかといいますと、やはり個人のアクチュアリーの方がPBSSの会員となり、例えばコロキアムなどに参加してそれをエンジョイしてもらう、その環境を作るためにやっているのだということでございます。

もう一つは、そうしたことで、セクションの会員になる場合、この 50 カナダドルを払うという問題がどうしても出てきます。一方、IAA本体の方には、アクチュアリー個々人はお金を払わなくてもいいわけですね。それはなぜかといえば、アクチュアリー会自体が会員になっているわけだから、個人のアクチュアリーは払わなくてもいいというわけです。だけれども、こちらは個人の資格で参加するわけだから、やはり会費を、現行では年額 50 カナダドルを払わないといけないということなのです。

なお、この 50 ドルの大体半分くらいは、各セクションは I A A 本部に上納しているわけです。上納と言うと非常に語弊がありますけれども、セクションは事務局を持っていませんから、いろいろな事務を本部事務局にやってもらう対価として、会員 1 人当たり 25 ドルくらい支払っているということなのです。

IAAL セクション (5/6)

# SECTION PURPOSE

"To facilitate individual actuaries exchanging knowledge on specific topics in an international setting."



## SECTION VALUE PROPOSITION

Enhance knowledge & job performance!

Personal & virtual networking!

Promote individual professional recognition!

Mandatory & voluntary professional development opportunities!

Through Sections, FMAs gain experienced actuaries with international skills and views.

資料: Section Task Force of IAA (2017), "Working together to strengthen IAA Sections," Presentation document used in the Presidents' Forum in the Budapest IAA meeting

このスライドにセクションの目的(パーパス)が書いてありますけれども、若干、先ほどの繰り返しに なりますが、年金であれば年金という特定のトピックに関して、意見を交換していく、それを国際的なセ ッティングの中で行うことを促進するということです。昨日のテリー会長のご講演でも、意見交換は国内 的なセッティングだけではだめだということを指摘されていたかと思います。そして、具体的にお会いし て話すだけで全然違うということもあります。そのようなことがまさしく、セクションの目的になってい るということです。

IAAL CTION ACTIVITIES セクション

(6/6)

- Webinars
- International colloquia
- Scientific program for ICA
- · Foster actuarial research

### OTHER BENEFITS

- · Discounts on colloquia, international congresses & meetings
- Access to virtual libraries, reference lists & the ASTIN Bulletin
- Prizes & bursaries
- Professional & volunteering opportunities
- Newsletter of activities
- Virtual & face-to-face network & learning opportunities.





資料: Section Task Force of IAA (2017), "Working together to strengthen IAA Sections," Presentation document used in the Presidents' Forum in the Budapest IAA meeting

セクションがどのような活動をしているかといいますと、このスライドにありますように、Webinar。

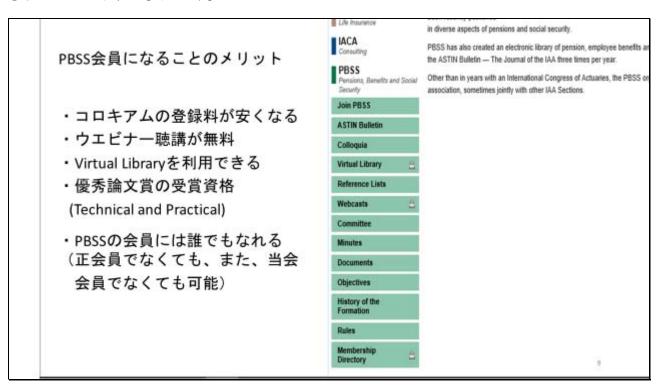
Webcast と書いてある場合もありますけれども、Webinar をやっています。それから、コロキアというもの、コロキアムの複数形ですね、これをやっています。それから、バーチャル・ライブラリーや、リファレンス・リスト、ASTIN Bulletinなどもあります。

ASTIN Bulletinについては、『ASTIN』というからには何か損保数理の関係の雑誌のように思っていらっしゃる方もおられるかもしれませんが、実はそうではないのです。これはIAAの機関紙ですから、年金分野の論文でも、あるいは、生命保険分野の論文でも、何であっても載るわけです。ただ、この編集長の方は、やはり、今この雑誌が得ているレピュテーションと、論文のスタイル、モデルをたてて、数理的なセッティングをして、その問題を解いていく、そういう論文スタイルを維持したいと思っておられるようです。しかし、年金分野の論文はそうではない場合も結構多いものですから、なかなか載らない。ASTINを巡っては、そのような問題もあります。

しかし、PBSSの会員になると、ASTIN Bulletinの電子版はただでもらえます。ハードカバーが欲しいという場合もあると思いますが、ハードカバーはIAAの事務局に「ください」と言うと送ってくれるそうです。PBSSの場合、電子版しか手に入らないということではないということです。

先ほど、諸外国のアクチュアリーと一緒に座って話すことが大事だともうしましたが、一緒に座るということは、具体的には、このスライドの写真が示しているような内容だと思います。ですから、ちょっと繰り返しになりますけれども、PBSSで年会費50カナダドル払うことの価値はあるのかということですが、コロキアムに参加するのであれば、少なくとも年会費分くらいは参加費が安くなるので、コロキアムに参加する限りにおいて、全く損にはならない。

それから、Webinar については、これを聴講するときには普通お金取られるのですけれども、PBSSの会員なら、PBSSの主催する Webinar については無料です。また、バーチャル・ライブラリーを利用できるといったメリットもあります。



最近、IAAのウェブサイトはかなり変更されました。多分ご存じだと思うのですけれども、以前はこのスライドに示されるような鍵が付いているものはなかったのです。でも、今はこのように鍵が付いてい

る部分があり、これはPBSSの分ですけれども、会員でないとここは開けません。だから、会員になることの価値は、IAAのウェブサイトについてこのような管理がされていれば、もう少し出てくるかもしれませんね。

そのようなことで、皆さんのなかでPBSSの会員でおられる方については、この画面に本当に自分が今入って開けるか、確認された方がよいのではないかと思います。といいますのは、今回というわけではありませんが、私もこれを開けなかったのです。それでIAA事務局にメールして直してもらいました。PBSSの会員だがPBSSのウェブサイトなどまったく開けていないのでご存じない、という方も確認だけはされた方がいいのではないかと思います。

そのほか、優秀論文賞の受賞者資格があります。これは、PBSSの会員にならないとそもそもコロキアで発表できないわけだから、ある意味で当たり前といえば当たり前なのです。けれども、先ほど申しました、『ASTIN』に載った論文でも、PBSSの会員であればPBSSの優秀論文賞をもらう資格がでてきます。

PBSSの会員には、誰でもなれるということもポイントなのですね。アクチュアリー会の会員でなくてもいい。数理人会の会員でなくてもいい。経済学者でも何でもいいのですね。PBSS会則の第 4 条に書いてありますけれども、オブザーバー会員について、"Open to student actuaries"、それから、"actuaries who are not members of IAA member associations"、それから "persons who are not actuaries" とあるので、アクチュアリーではなくても、社会保障や年金関係分野に関心があれば誰でもなれますということです。ただ、そうした場合、PBSS運営委員会の承認は受けなければいけないということにはなっていたかもしれません。でも、誰でも入れますということは重要なポイントかと思います。アクチュアリー会の正会員でないと投票権はないのですが、投票権など、個人で参加するのであれば関係ないですね。そう、私は思います。

# PBSSルール上の規定

#### <Article 4>

There shall be three classes of PBSS members, consisting of Ordinary, Observer and Donor Members.

a. The class of Ordinary Members is open to individual actuary members of IAA member associations. Qualified individuals interested in becoming Ordinary Members may submit their applications either directly to the IAA Secretariat or to their respective member association.

b. The class of Observer Members is open to student actuaries, actuaries who are not members of IAA member associations and persons who are not actuaries, provided that they are interested in following and participating in the activities of PBSS and are noted for their particular competence or interest in pensions, social security or employee benefit matters. Qualified individuals interested in becoming Observer Members may submit their applications to the PBSS Committee, which may assess the application and determine whether the applications are to be approved.

10

このスライドのことは会社では言わない方がいいと思うのですけれども、ビジケーショニングという考え方があるのです。何ですかということですけれども、ビジケーショニングとは、ここにありますように、

Business と vacation を組み合わせた造語です。ビジネスとバケーションなのでビジケーショニングと、こう言うわけです。つまり、せっかくお金と時間をかけて行くのだから、ついでに少しは楽しむという、そのような形で参加する人が国際的には多いということです。

だから、PBSSのコロキアムについては、どこで開くかということが非常に大事になります。4年に1度のICAであれば、どこで開こうがものすごい数の人が来られるし、それで失敗するということは普通ないのだけれども、そのPBSSのコロキアムのようなものは、この間のカンクンのときは120人くらいの参加があったということです。120人という規模は、大体ギリギリでしょうか。参加者数が100人を割ると、やはり、会場を借りてコーヒーやお菓子などを出して、などというと、財政的には少し厳しくなるかもしれません。だから、赤字を出さないためには開催場所が大事ということです。

例えばこれはアダム・リースさんという IACAの方が言われていることですけれども、アメリカでやるのであれば、ハワイのようなところがいいのではないかと。イギリスやアメリカあたりだと、もうみんな飽きていて、あまり参加したくないというようなこともある。そのような意味では、例えば、PBSSのコロキアムを日本でやるのであれば、京都などはお勧めですね。

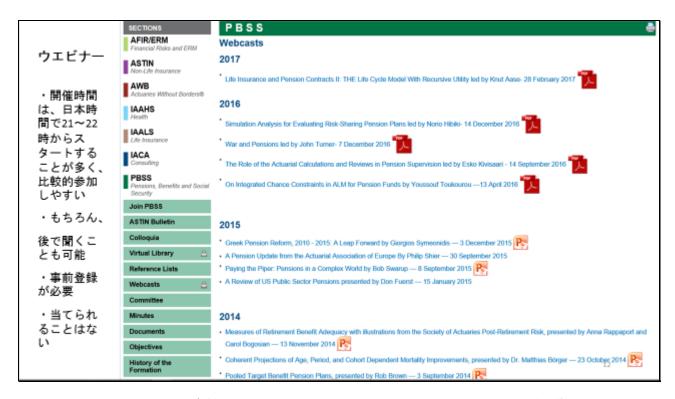
# ビジケーショニングとしてのPBSSコロキアム

# 以下は、セントジョンズ・コロキアム(2016)の組織委員会委員長であったアダム・リース氏の説明 (PBSS委員会議事録より)

- We think location is an important part of this. Having local actuaries is also an important part. More people are thinking about 'busicationing,' namely business and vacation combined.
- We know that large actuarial organisations already have lots of meetings in the UK and in the US, but not in Africa, Hong Kong, Singapore or elsewhere.
- A possible location in the US is Hawaii. It is a good location to go to for a vacation and for a meeting. It is also a good location because it is close to Japan and the mainland of the US.

11

Webinar は、ご存じの方はご存じと思いますが、日本時間では、大体、晩の9時、10 時ぐらいからスタートするのです。だから聴講するには便利な時間帯だと思います。それから、最初は、皆さん、どうしてもちょっとへジテイドされるかもしれません。もしかして当てられたりするのではないかと。しかし、そのようなことはありません。双方向のシステムではないので、当てられることはないですね。資料は事後的にもダウンロードできるようになっています。ただ、やはり生の声を聞きたいということはあると思います。それには事前に予約していないとだめだということはありますけれども、PBSSの会員になると、それが無料でできるというメリットがあるということです。



リファレンス・リストは、会員オンリーではありません。リファレンス・リストは誰が作っているかといいますと、今はメキシコのアクチュアリー・コースの先生と学生で作っていらっしゃるわけです。このようなものがないと、検索して引っかかった論文を全部ダウンロードして、最初のところだけでも読むという作業をしなければいけないけれども、リファレンス・リストがあると、このようにして論文のアブストラクトのところだけ抜き書きしてあるので、便利だと思います。たったそれだけの話なのですけれども、私は、こうした資料を定期的に眺めるだけでも、それなりの価値はあると思っています。

たとえば、このスライドにサンプルで挙げています内容は、このセッションの最初の 1 時間、基礎研でお話されたこととちょっと関係することなのですが、これは、今年のカンクンのコロキアムでチャン・ムン・マーさんという方が発表された論文のアブストラクトです。ターゲット・ベネフィット・プランについて、財政運営上の割引率はどう設定したらいいかという問いに対して、世代間の不公平のリスクを管理する観点から考えると、唯一可能なのは、通常やっている運用収益率を見込んだ普通の割引率といいますか、予定利率がいいのだと。それ以外のものだと不公平になりますよということを報告されたわけです。もっとも、私の今回のプレゼンは論文の中身がテーマというわけではないので、今申し上げたように、リファレンス・リストというものは、定期的に眺めるだけでも結構価値のあるものだということの例として、お話ししている次第です。

# リファレンス・リスト(1/2)

・以下は、2017年9月のリファレンス・リストより

Selecting Discount Rates for Assessing Funded Status of Target Benefits Plans (September 2017- Chung-Mung (George) Ma, PBSS/IACA Colloquium Cancun 2017)

- For the purpose of determining the going concern funded status of a defined benefit pension plan, the current actuarial
  practice is to determine the liabilities of the plan using a discount rate based on the expected investment return from the
  pension fund (the "traditional" approach).
- On the other hand, financial economists have advocated the use of a discount rate based on the market yields of
  investment grade bonds, with an appropriately low level of risk, whose cash flows reasonably match the expected benefit
  payments, regardless of how the plan assets are invested (the "financial economics" approach).
- This paper explores the issue of selecting discount rates for assessing the funded status of target benefit plans. A target
  benefit plan is a pension plan that aims to provide a target retirement income to its members through the pooling of
  economic and demographic risks, where the employer's funding obligation is predefined while members' benefits may be
  adjusted upwards or downwards relative to the target.
- From the viewpoint of managing the risk of intergenerational inequity, it is proposed that the only discount rate for
  assessing the funded status of a target benefit plan that serves the best interests of members is one based on the
  traditional approach.
- To support our proposition, we conduct Monte Carlo simulations on three model plans to demonstrate the impact on pension wealth distributions resulted from the two discount rate approaches.

13

# リファレンス・リスト(1/2)

<DB Plans Far From Being Eliminated> October 2017 - Plansponsor

- While headlines have stated the disappearance of defined benefit (DB) retirement plans, a report from Aon shows only 6% of U.S. corporate DB plan obligations have actually been settled since 2012.
- "While the number of closed and frozen defined benefit plans continues to increase, plan sponsors still have an obligation to fund these plans, which means they are far from being eliminated altogether," says Rick Jones, retirement and investment senior partner at Aon.
- "Pension risk transfer is a trillion-dollar market, and much more will be settled in coming years as corporate finance and insurance market environments allow. There is only so much bandwidth in both, but plan sponsor interest and market capacity continue to grow."

14

時間の関係から、この 2 つのスライドは省略します。バーチャル・ライブラリーは今のところまだそれ ほど充実していませんが、これからだんだん充実していくのではないかと思っています。

## Virtual Library (1/2) ٥ Virtual Library Social Security Actuarial Metrics for Monitoring the Sustainability of the US Social Security System Social Security Administration - International Update Comparison of different types of social security schemes Actuarial management of social security Risk management of social security Optimal funding of social security Reforming social security - General Reforming social security - Parametric refo Reforming social security - Notional Defined Contribution schemes Reforming social security - Individual accounts Reforming social security - Raising retirement age Reforming social security - Automatic balancing mechanisms Pension reform in developing countries The role of the actuary in social security Investment of social security schemes Retirement issues Intergenerational equity Performance indicators for social security schemes



それからもう一つ、最後に、今日はPBSSの話が基本なのですけれども、一方にはIAAの年金関係委員会(PEBC)があるわけですね。そこでどんな内容について議論しているか、個人の立場からはあまりそれに関心を持つ必要はないでしょう。といいますか、全くなくはないのだろうけれども、通常は、ジャーナルなどに掲載される参加報告を少し眺めるだけで十分すぎるほどだと思います。ただ、何か利用できるのではないかというときに、このスライドはPEBCの議事次第(アジェンダ)や議事録(ミヌーツ)を開いているわけですけれども、このように、少なくとも会員であれば誰でもアジェンダやミヌーツなどをダウンロードできるようになっています。

そこで、例えば、PEBCのアジェンダの方だと思いますけれども、ここにチャールズ・コーリングという方のファンディング・モノグラフのドラフトというところにアンダーラインが引いてあるのですね。つまり、ここにはリンクが張ってあって、このプロジェクトはOECDとのジョイントでやっている関係もあって、この報告書(案)はまだオープンではない資料なのですが、会議資料としては既に出されていて、誰でもダウンロードできるようになっているのですね。



このような利用のしかたもあるというわけです。たとえば、カナダで公的年金 CPP の給付改善をしたということを聞いて、それについて調べてみようとしたとします。その場合、資料をいろいろ調べるのはいいのだけれども、まずは全体像を知りたいですね。そのようなとき、IAAの委員会であるPEBCのアジェンダやミヌートなどにちょっと当たってみるということも悪くはないということです。

そのようなことで、是非、たくさんの方がPBSSの会員になっていただければということを申し上げて、私の報告を終わらせていただきます。

## 司会 発表者の皆様、ありがとうございました。

お時間の都合上、質疑応答の時間は設けないことといたします。以上を持ちまして、セッションHの二つめのコマを終了いたします。発表者の方々に、いま一度大きな拍手をお願いいたします。